

# 平成 28 年度の行政評価結果に対する 島根県総合開発審議会委員からのご意見・ご要望への対応等

	意見・要望等	考え方・対応
1	<p>I-1-1 企業の競争力強化</p> <p>企業の海外進出支援の体制について、今般、体制を強化したジェトロ松江内の相談窓口を県内の企業のワンストップ相談窓口として活用し、やや重い案件については、個別に官民参加の県の支援室につないで解決を図るなどの分かり易い体制の整理と強化を考えてほしい。</p>	<p>ジェトロは海外展開について高度なノウハウを有する専門機関であり、新輸出大国コンソーシアムの体制も整備されました。県内企業の海外展開支援にあたっては、ジェトロ松江の機能・サービスを活用しつつ、商工会議所・商工会、しまね産業振興財団、行政（県・市町村）等が連携して対応していくことがより重要となっています。</p> <p>海外展開に限らず、県内企業は生じた経営課題について最も身近な支援機関を窓口として相談されることが多いため、その上でより専門的な課題の解決にあたっては「ジェトロ松江」を有効に活用していただけるよう、各支援機関の一層の連携を図っていきます。</p>
2	<p>I-1-1 企業の競争力強化</p> <p>中小零細企業のイノベーションの後押しとしてのIT化支援について、経産省の中小零細企業持続化補助金は小口ながら極めて使い勝手が良い。できれば、県独自でもこのような制度に上乘せして拡充を図るなどの対策を講じてほしい。</p>	<p>県内の中小企業への支援については、商業・サービス業に対して、地域商業機能の維持・向上を図る観点から、IT化を含む開店時等における設備導入費等を市町村とともに支援する制度（地域商業等支援事業）を設けており、今後も地元市町村と一体となったきめ細かな支援を行っていきます。</p>

	意見・要望等	考え方・対応
3	<p>I-2-1 売れる農林水産品・加工品づくり</p> <p>特産品の開発、商品開発等においては、デザイン力と情報発信力が非常に重要。しまねの素材・品質は全国レベルであっても、それを普及や購買へつなげるためにはデザイン力と情報発信力が求められるので、その点にも積極的に意識を向けるべき。</p>	<p>ご指摘のとおり、商品開発におけるデザインの工夫や情報発信は重要であり、県では、県内食品メーカーを対象にした、商品のコンセプトづくりやパッケージデザインの改良等を学び実践する講座の開催などにより、商品の開発・改良を支援しています。</p> <p>また、島根の食のポータルサイト「しまねのおいしい食GUIDE」などを通じ、情報を広く発信しています。</p> <p>今後も、こうした取組みにより、農林水産品・加工品の有利販売につなげていきたいと考えています。</p>
4	<p>I-5-3 UIターンの促進</p> <p>島根県へのUIターンについては、「ふるさと島根定住財団」が率先、継続して取り組んでおり、数は増加している。今後は、これまでのUIターン者への追跡調査を行い、さらにニーズや課題の把握に努めることで、中途断念者の減少や、UIターン者の満足度を上げていくことも必要。</p>	<p>県では、今後一層、移住・定住施策を促進させるため、「都市部のUIターン希望者」や「既に島根に移住してきた方」等を対象に意識調査を実施します。</p> <p>この結果を踏まえ、UIターン希望者等のニーズや課題を把握し今後の施策に反映させていきます。</p>

	意見・要望等	考え方・対応
5	<p>I-6-2 航空路線の維持、充実</p> <p>隠岐空港の利用促進について、今後の取組の方向に、</p> <p>① 東京直行便の開設</p> <p>② 離島航空路線の運賃低廉化（II-5-3（地域生活交通の確保）に記載のある項目）</p> <p>の2項目を加えることは困難か。</p>	<p>①について、隠岐空港利用促進協議会では、関東圏からの誘客の取組みとして、大阪乗継のツアー助成やPR活動等を行い、東京直行便の実現を目指した実績づくりを行っています。現在の大阪便に加え、東京便を新たに就航させるためには、大幅な需要の掘り起こしが必要と考えます。</p> <p>東京直行便の開設については、利用実績を積み重ねながら、引き続き検討を進めていきます。</p> <p>②について、一つの施策や事業には様々な事業効果が見込まれるものがありますが、総合発展計画においては、より分かり易い計画となるよう、一つの施策や事業は、主たる目的である一つの政策や施策にのみ記載することとしています。</p> <p>離島航空路線の運賃低廉化は、II-5-3「地域生活交通の確保」において進行管理します。</p>
6	<p>II-2-2 地域福祉の推進</p> <p>今後の取組みの方向性として、人材の確保育成については、「職場環境の改善、職員の資質向上、意識啓発に幅広く取り組む。若い年齢層への就労意欲向上のため、学生、保護者、教員などに福祉介護職への理解を深めてもらう。また、地域福祉のブランディングを行う。」とある。</p> <p>現場では、圧倒的に若い人から、ださい、きたなそう、人間関係が面倒くさそうとの意見があり、収入も低そうといったネガティブな印象をひっくり返していく必要がある。</p>	<p>現在、本施策「地域福祉の推進」の中で「福祉人材確保・育成事業」として、事業建てを行い、福祉人材の確保や定着、若年層への意識啓発、職場環境の改善 などに取り組んでいるところです。</p> <p>介護については、介護の仕事のイメージアップのために、中高生向けに夏休みの介護体験事業を実施するほか、介護の日（11月11日）前後に広く県民に対して介護の魅力をPRするイベントを開催しています。</p> <p>いただいたご意見を参考にしながら、本事業が更に効果的なものとなるよう取組みを進めて参ります。</p>

	意見・要望等	考え方・対応
7	<p>Ⅱ－２－２ 地域福祉の推進</p> <p>福祉サービスの確保と質の向上をあげるなら、ボランティアや住民相互の助け合いはあくにはならず、真剣に福祉人材の確保を別建てに盛り込んでいく必要がある。</p> <p>このまま、介護報酬が下げられ、軽度者の切り捨てが進めば、介護現場は担い手不足、事業者不足が深刻化することが目に見えている。</p>	<p>島根県では、施策の目的達成のため、それぞれ具体的な事務事業を設定し、予算の執行や成果指標による事業効果の管理を行っています。</p> <p>本施策「地域福祉の推進」の中では「地域福祉セーフティネット推進事業」によりコミュニティソーシャルワーカーやボランティアの養成等を、「福祉人材確保・育成事業」により福祉人材の確保・定着にそれぞれ取り組んでいるところです。</p> <p>また、ご意見にあった福祉介護人材の確保は、重要な課題の一つと認識しており、今後とも総合的な対応策を検討していく考えです。</p>
8	<p>Ⅱ－２－４ 障がい者の自立支援</p> <p>今後の取組みの方向性として、「第４期障害福祉計画に基づき、国庫補助金の積極的な確保に務め、グループホームや日中活動系サービスの施設整備の他、障害者の受け入れや見守りに積極的な市民活動団体や地域の施設と連携をすすめる。」とある。</p> <p>目標に対し、地域に帰ってきている障害者の数があまりにも少ない。就労支援施設という名称ではなくても、理解ある市民団体や、手伝いなどを受け入れるところを見つけていけば、地域でその人らしく生活することができる。県全体でこういった機運を向上させる必要性を感じている。</p>	<p>障がいがある方が、住みたい地域で、安心して、自立した生活を営むためには、全ての人々が支え合いながら活躍できる地域共生社会の実現が必要です。</p> <p>そのためには、ご意見のとおり、公的な障がい福祉サービスに限らず、インフォーマルサービスを含めた社会資源の開発や支援者・地域住民との協働を進めていくことが重要です。</p> <p>県としては、地域の相談支援体制の強化や、障害者差別解消法の趣旨や障がいの特性などに関する普及啓発等により、その機運の向上を図っていきます。</p>
9	<p>Ⅱ－３－２ 県立病院における良質な医療提供</p> <p>「平均在院日数（中央病院）（年間）」について、「平均在院日数（年間）（中央病院）」に変えた方が分かり易いのではないか</p>	<p>より分かり易くなるように、行政評価上の記載を変更します。</p>

	意見・要望等	考え方・対応
10	<p>Ⅱ－４－３ 子育て支援の充実、Ⅱ－４－４ 子育て福祉の充実</p> <p>自治体の福祉課が現在行っている「放課後児童クラブ（いわゆる学童保育）」と教育委員会が行っている「放課後子ども教室」は、管轄する省庁が厚労省と文科省と異なっており使いにくい。</p> <p>評価ではないが、県として取組みができればと考える。また、町が独自、主体的に取組みを行うことに対して援助が欲しい。</p> <p>①目的・役割 共働き・一人親の小学生の放課後、長期休暇中（夏休み、冬休み、春休み）の一日の生活を継続的に保障することを通して、親の仕事と子育ての両立支援を保障</p> <p>②要件 「生活の場」～静養、おやつ、宿題、大人との交流、遊び、地域へ出かけての遊び「専用の施設（部屋）」「専任の職員」</p> <p>③親の経済的負担が加重とならない 一人親家庭、双子などの利用料減免措置</p> <p>④子どもに直接かかわる職員の問題をしっかりと整える（働き続けることが肝心）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・待遇改善を図る</li> <li>・研修を保障する</li> <li>・委託関係にする～本来は行政がする仕事だが、運営主体に委託する</li> </ul>	<p>所管の異なる放課後児童対策事業を総合的に推進し、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携と質・量の充実を図るため、平成26年7月31日に厚生労働省と文部科学省の連名による“放課後子ども総合プラン”が示されました。</p> <p>県でも、放課後子ども総合プランに基づき健康福祉部と教育委員会が協働し、放課後児童クラブと放課後子ども教室で合同研修の開催や放課後子ども総合プラン推進委員会を設置するなど、連携した取り組みを進めているところです。</p> <p>また、年々増加する放課後児童クラブのニーズに対応するため、放課後児童クラブ施設整備に係る費用を補助し、量の充実を図っていますが、放課後子ども教室と一体型として創設するクラブについては、補助基準額を約2倍に嵩上げする制度なども実施しています。</p> <p>市町村が独自の取組みを主体的に行うことに対する援助としては、市町村が行なう子育て環境整備事業（③の一人親家庭、双子などの利用料減免措置事業を新たに実施する場合も含まれます。）に掛かる費用の1/2を補助する“しまね結婚・子育て市町村交付金”を平成28年度に創設しました。</p> <p>④の職員の環境改善については、平成26年度から国と協調して行っている職員の処遇改善に係る費用の補助に加えて、平成29年度は新たに職員のキャリアと研修経験に応じた賃金の上乗せ補助を行うとともに運営費の補助基準額自体の大幅な増額を予定しているところです（いずれも補助率は国1/3、県1/3、市町村1/3）。</p> <p>研修制度においても平成28年度から実施している放課後児童支援員認定資格研修に加えて、職員の資質向上研修の内容を毎年見直しながら、引き続き実施します。</p> <p>また、放課後児童クラブ事業の委託については、子ども・子育て支援法における地域子ども・子育て支援事業という位置づけ上、実施主体である市町村が、現場の実情を踏まえて、計画的な判断により実施されるべきものと考えています。</p>

	意見・要望等	考え方・対応
11	<p>Ⅱ－５－２ 小さな拠点づくり</p> <p>先ごろ公民館運営審議会に出席した際、活動計画に記載があった小さな拠点づくりに公民館がどのように関わるのか質問したところ、公民館長から、県主催の取組みであり、各公民館で地域課題研修などは行ったが未だはっきりしたことは見えていないと説明され、県主催、補助があれば何かするとの考え方に大きな疑問を持った。</p> <p>公民館が地域の元気の核という一律の方針はとれず、その地区の方法で進めていく必要がある。</p>	<p>地域の課題を住民の皆さんがともに理解し、話し合いを通じてその解決方法を考え、場合によっては隣接する地域とも協力しながら、安心して住み続けられる地域を創っていくことが「小さな拠点づくり」の基本です。</p> <p>県は市町村とともに、公民館活動（社会教育）等とも連携しながら、住民同士の話し合いの場づくりや地域の機運を高めていく取組みを行っております。</p> <p>また、住民の議論が進んだ地域については、県職員が直接地域に出向き、計画づくりや具体的な実践活動等の支援を行っています。</p> <p>今後も、地域住民自らの話し合いを促しながら、地域住民の方々の意向に沿った地域づくりが進むようこうした支援を続けていきます。</p>
12	<p>Ⅱ－５－２ 小さな拠点づくり</p> <p>この事業は中山間地域における目玉的事業であり、その充実展開を期待しているが、我が町ではあまり動きが感じられない。定かではないが、未だに教育委員会と首長部局のキャッチボール的な状況が感じられるので、早期のスタートに向け県の適切なアドバイスをお願いします。</p>	<p>「小さな拠点づくり」に取り組むにあたり、市町村への説明等を行ってきたところです。</p> <p>今後、地域の取組みを進めていく中で市町村と常に連携して取り組んでいけるよう、意見交換等を密に行っていきます。</p>
13	<p>Ⅲ－２－１ 生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進</p> <p>生涯学習社会をより広く構築するために、そのフィールドとなるべき社会教育団体の育成が肝要と思うので、成果参考指標のなかに「社会教育関係団体の育成」を新たに加えてほしい。</p>	<p>「社会教育関係団体の育成」の度合いを数値化することは困難であり、施策の成果参考指標においては、ご提案の主旨にもつながる「社会教育関係者の育成人数」を採用しています。</p> <p>また、社会教育関係団体に対する補助金や表彰、研修等により、社会教育関係団体の育成、活動の活性化を図っており、事務事業の成果参考指標として、連合婦人会研修参加数や表彰団体数を用いています。</p>

	意見・要望等	考え方・対応
14	<p>Ⅲ－２－３ 文化芸術の振興</p> <p>県立の文化施設が無い隠岐では文化芸術に接する機会が少ないので、今後の取組みの方向性に、移動県民会館や移動県立美術館等の移動事業を加えてほしい。</p>	<p>島根県民会館やグラントワでは、県民の方々に文化芸術に触れる機会を提供するため、館外事業として、県内全地域を対象に、芸術家を学校等に派遣し技術指導や公演を行ったり、市町村文化会館でのロビーコンサートなどを実施しています。今後も、積極的に文化芸術に触れる機会を提供してまいります。</p> <p>絵画等の美術作品の展示は、作品保護のため、温度、湿度、照明などの展示環境を整えることが必要不可欠です。現在の状況では展示環境の調整が難しいことから、移動美術館は困難と考えています。</p>
15	<p>Ⅲ－４－３ 景観の保全と創造</p> <p>景観賞事業の設定や景観条例の制定といった従来の施策に加えて、景観計画の策定という新たな施策があることを知った。成果参考指標のなかに、景観条例の制定を新たな項目に加えてはどうか。</p>	<p>景観法に定められているとおり、景観計画を実行するためには、景観条例が必要不可欠であり、当然に制定されるものと考えられるため、成果参考指標に景観条例の制定を追加する必要はないものと考えます。(県内市町で既に景観計画策定済みの7市町は、景観条例も制定済みです。)</p>
16	<p>施策1 県民の総力を結集できる行政の推進</p> <p>協働推進員数、多様な主体による協働事業の数は蓄積され毎年増えている。今後の取組みの方向性にも書かれているとおり、今後は、その質をより高めるために「効果的な協働研修」の推進を望む。</p>	<p>県が各所属に配置している協働推進員を対象とする研修においては、県内のNPOにも参加を呼びかけ、NPOと協働推進員の意見交換や協働化の検討を行うなど、効果的な研修内容とし、今後の協働施策の充実を図ります。</p>

	意見・要望等	考え方・対応
17	<p>成果参考指標</p> <p>「H27:」の表記は必要か。</p> <p>「4年間の累計」とはどのような意味か。</p> <p>また、暦年とは、1年の区切りであり、あえて記載する必要は無いと思う。</p>	<p>成果参考指標の数値を「累計」としている場合、現況値は「① 第3次実施計画の前年度（H27）の実績」なのか、「② 0から今までのトータル」なのか不明瞭となります。</p> <p>よって、①であることを明らかにするため、「H27:」と明記しました。</p> <p>成果参考指標の数値を「累計」としている場合、目標値は「① 実施計画期間内の累計（3次計画ではH28～H31の4年間）」と「② 0から今までのトータル」が考えられます。</p> <p>よって、総合発展計画においては、①の場合に「4年間の累計」と明記しています。</p> <p>県では4月－3月の年度で事業展開していますので、成果参考指標も同じ期間の成果を記載することを原則としていますが、統計上、1月－12月の暦年でしか公表されていないものがあります。</p> <p>そのような指標については、年度と区分するため「暦年」と記載しています。</p>